

平成30年1月22日  
13:30～ 議会運営委員会議室

## 第6回議会改革協議会 次第

- 1 第5回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会活動の効率化、議場整備について
- 3 議会活動の広報強化について
- 4 第7回協議会について
- 5 その他

## 第5回 議会改革協議会 会議要旨

開催日：平成29年11月14日（火曜日）

会場：議会運営委員会室

出席者：戸町座長、村上議員（自由民主党）※村上議員は代理出席  
成重議員、松岡議員（公明党）  
森議員、奥村議員（ハートフル北九州）  
荒川議員、大石議員（日本共産党）

議題：

- 1 第4回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会活動の効率化、議場整備について
- 3 議会活動の広報強化について
- 4 政務活動費支出の透明性の向上について
- 5 第6回協議会について
- 6 その他

---

主な意見など

### 1 第4回議会改革協議会の協議結果について（確認）

【事務局説明】

※資料1のとおり、第4回議会改革協議会の協議結果を取りまとめ、市議会ホームページに掲載したことを報告。

【座長】

- ・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）

### 2 議会活動の効率化、議場整備について

#### (1) PC・タブレットの利用、ペーパーレス化

【座長】

- ・報告書案（資料2）について、ご了承いただけるか。（全員了承）
- ・私から代表者会議に報告する。

### 3 議会活動の広報強化について

#### (1) 議会活動の公開

#### ○ ケーブルテレビ・ネット中継の拡大

【座長】

- ・中継内容については、全ての本会議とするのか、予算決算特別委員会の局別審査まで拡大するのか、中継の方法について、ケーブルテレビまで拡大するのか、ネットの中継とするのか、中継内容によっては、会議の運営方法について、討論の時間制限や発言

通告制の導入など運営方法をルール化するのか、現状の運営のまま中継するのか、整理する必要がある。

※以下、意見交換

#### 【自由民主党】

- ・会派の中には、「最終日の放映は厳しいのではないか」や「現状のままでよい」という意見がある。

#### 【公明党】

- ・中継の方法については、コストの面について、比較対照すべきだと思う。
- ・運営方法については、公正性という部分で、しっかり中身を論議すべきだと思う。課題だと思っている。

#### 【ハートフル北九州】

- ・中継の方法については、ケーブルテレビだと枠を確保しておかないといけない課題があると聞いており、インターネットのほうが、手法としても、費用対効果としてもやりやすいと思う。
- ・方向としては、前向きに考えて良いのではないか。

#### 【日本共産党】

- ・全ての本会議について、ケーブルテレビ・ネットともに中継を、是非行っていただきたい。予算・決算特別委員会分科会の審査は、三つの分科会に別れており、ケーブルテレビは難しいと思うが、ネット中継での録画放映も含めて、公開していくことが必要だと思っている。
- ・討論については、会派としては、必要なことはきちんと述べるし、国政問題との関連については、関連する所で触れることはあるが、討論の主旨に関係がないことについては、触れることは望ましくないということで臨んでいる。我々なりに常識的なそういうスタンスで臨んでいると思っている。ただ、討論の発言時間については、他都市の例もあるので、そこを議論していくことについてはやぶさかではない。

#### 【座長】

- ・他都市のネットの局別審査を見たが、質問事項を事前通告してそれに対する答弁をすることのやりとりで、非常に形式的になっていた。本市議会の局別審査では、基本的には、一問一答のようなかたちになっており、そのままネットで流せるのかどうなのかも含めて、会派に持ち帰って、検討願いたいと思う。
- ・次回以降、引き続き、もう少し掘り下げて議論をしていきたい。

### ○ 委員会議事録の公開

#### 【座長】

- ・報告書案（資料3）について、ご了承いただけるか。（全員了承）
- ・私から代表者会議に報告する。

## ○ 視聴環境の改善

### 【座長】

- ・協議会としては、「パソコンやスマートフォンなど端末を選ばずにインターネット中継が見られるよう、改善することが望ましい。」ことを結論としたいと考えるがどうか。(全員了承)
- ・以上について、代表者会議に報告するための報告書案の作成を事務局に指示する。(全員了承)

## (2) 議会活動の公開

### ○ 議会報告会

※資料4の論点にそって、今後の議会報告会について会派意見の発表

### 【自由民主党】

- ・決算に基づく説明では、市民が聞きに行こうという気持ちになかなかならない。関心があるということは課題があるということの裏返しだと思うので、そういうところを深掘りしないとなかなか関心が高まらないのではないか。
- ・開催形態については、参加者が意見を述べ合うシンポジウム(討論会)形式が、一番よいと思う。ただ、専門家まで入ったところで、どこまで議員がやれるのかというのが本音ではある。参加する側の意識は、シンポジウム形式のほうが深まる気がする。
- ・回数については、基本的に年に1回で、何か市政に大きな課題があれば、それに応じて必要を考えてみたらどうか。

### 【公明党】

- ・決算だと、以前、「一回聞いたらもうわかった」と言われたことがあり、やってもあまり意味がないと思う。やるのであれば、先日、青年会議所が主催して高校生と行ったような形式であれば、本当に行ってみようと思うのではないか。
- ・開催形態は今のようなかたちでよい。枠を広げて、中学生や青年、女性に対して行うのもよい。
- ・回数は1回でよい。

### 【ハートフル北九州】

- ・人が集まっている場所で開催するのも一つだと思う。学校や、男女共同参画センターあるいは商店街といった、これまで来たことがない層が集まる場所でやることで、新しい層の参加者を開拓できるのではないか。高校や大学に対しては、主権者教育も兼ねて、関心を高めてもらえるのではないか。
- ・内容については、昨年度の決算だと、市民にとってはただ聞くだけの話になってしまっている気がする。再考の余地がある。
- ・現行の講演会形式だと、司会者の負担が非常に大きいし、さばき方によって全然違う内容になってしまう。司会者は議会と関係のない、慣れたファシリテートができる人をお願いしたほうがいいのではないか。
- ・回数は、今の状況なら1回でよい。

### 【日本共産党】

- ・会派の中では、今の議会報告会ではよくないという意見があった。会派の考え方を述べられないのもどかしいという意見もあった。
- ・ワークショップ方式やシンポジウム方式など、市民と一緒に意見交換し合う方式もよいのではないか。
- ・会津若松市では、例えば池の周りで問題が発生している場合、上下水道委員会が聞きに行き、その問題にテーマを絞ったかたちで議会報告会を行っていた。そのようにしてもよいと思う。

### 【座長】

- ・議会報告会は議会基本条例で規定されており、議会基本条例検討会の小委員会の中で、議会報告会では会派の意見を出さずに議会の報告を行うことが決められた経緯がある。このことが議会報告をする議員の負担になっており、聞いている人たちのストレスになっているのではないかと感じている。この点を少し見直さないと、議会報告会の改革が前に進まないのではないかと考えており、意見を聞きたい。

### 【自由民主党】

- ・議会の中で議論すべきことを、決まった後で「自分たちはこうだ」と言うのはどうかと思う。聞いている人は意見が違うほうが楽しいだろうが、議会で決まった事柄に関しては難しい。これから議論して決めていく事柄に関してはそれでもよいが、そこは分けなれないといけない。

### 【公明党】

- ・議会基本条例検討会の小委員会では、個々の議員のアピールがされては困るということで、意見を出さないことになったと聞いている。ルール決めはきちんとしておいたほうがよいので、今のままでよい。
- ・ルールの中で話す報告の部分と、市民からの課題をもらい議論する部分を分けてもよい。そうすれば、市民の方も来やすくなる。課題について議論する部分についても、紳士のルールに基づいて行うべき。

### 【ハートフル北九州】

- ・議会基本条例検討会の小委員会では、個々の議員が「自分が自分が」とならないよう、保守的なルール決めをした。ただ、もっと踏み込んだ見解を述べたり、議論があつたりするほうが、聞いている人にも魅力的であろうし、それが新しい種、議会の中での議論の種にもなる。先日の青年会議所が主催した市内の高校生と議員の討論会では、議論のボールがいろんなところで動いていた。高校生が議会の委員会に来て提案をするなど、事業の種にもなっている。うまく解釈を変えたり、報告と議論を分けたりしてもよい。

### 【日本共産党】

- ・議会の報告だけでなく、特定のテーマについて、それぞれが考え方を出し合う議員どうしの討論や、傍聴者から意見をもらってさらに深めていくことまでは考えていく必要がある。
- ・決算は既に終わったことなので、予算のほうが市民にとって関心がある。

**【座長】**

- ・議会報告会は、市民との協働によるという議会基本条例の理念に深く関わっている。議員全体の話として、会派のほうに持ち帰って議論していただきたい。
- ・今回は、議会報告会実施項目の案を示したい。具体的な実施項目について、深く議論をしていきたい。

**○ 市議会だよりについて**

**【事務局説明】**

※政令市の広報紙編集委員会等設置状況（資料5）について説明。

**【座長】**

- ・「市議会だより」については、前回の会議で、まず会派名を掲載するところから始めていくことで意見の一致をみたが、編集委員会の設置の是非にも関連して、各会派に紙面をどのように配分するかなどの編集の基本的なルールについても考える必要がある。次回以降、引き続き議論していきたい。

**4 政務活動費支出の透明性の向上について**

**【座長】**

- ・現在まで作業部会を2回開催し、本市の状況などについて、整理してきた。今後も引き続き、協議検討を行い、年度内を目標にとりまとめができるよう進めていきたい。

**5 第6回協議会について**

**【座長】**

- ・第6回協議会の開催日程は、事務局に調整させ、決まり次第連絡する。

## 協議結果（案）

### 議会活動の広報強化

#### （１）議会活動の公開

##### （視聴環境の改善）

- 市議会中継については、ケーブルテレビとインターネットの中継及び録画中継を行っている。現状、インターネットの中継及び録画中継については、スマートフォンでは視聴できない。今後は、多くの機種スマートフォンで中継及び録画中継の視聴が可能となるよう改善を図られたい。

## 議会報告会の見直し案

### 1 見直しの考え方について

- 従来の議会報告会に代えて基本条例第12条に基づく取り組みとして、「市民と語る会」（仮称）を開催する。
- 「市民と語る会」は、特定のテーマについて市民との意見交換を行うことで市政の課題解決に資するものとする。
- なお、基本条例第14条に基づく議会報告会は、市政の重要テーマについて審議が行われたときなど、必要に応じて開催することとする。

### 2 論 点

- (1) 会の名称
- (2) 開催回数  
年1回とする。
- (3) 構 成  
議員8人（所属議員5人以上の会派から2名ずつ選出）で構成する。
- (4) 形式  
シンポジウム（討論会）形式とする。
- (5) 参加対象者  
会のテーマとされた事柄について深く関与している者（団体）、  
識見を有する者（団体）等とする。
- (6) 実施細目  
日時、会場、テーマ、参加対象者等の詳細は、会派から選出された議員  
8人で協議し、決定する。

### 3 その他の論点

- (1) 従来の議会報告会の運営体制をどうするのか。



## 北九州市議会だより編集委員会設置要綱（案）

## （設置）

第1条 北九州市議会だより（以下「市議会だより」という。）に関し必要な事項について協議又は調整を行うため、北九州市議会だより編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 委員会は、市議会だよりの編集及び発行に関することについて、協議又は調整を行うものとする。

## （組織）

第3条 委員会は、所属議員が5人以上の会派から1人ずつ選出した委員をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

3 委員長及び副委員長の選出は委員の互選による。

## （任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、後任の委員が選任されるまでは、引き続き在任する。

2 現に在任中の委員があるときに新たに選出された委員の任期は、当該在任中の任期に相当する期間とする。

## （会議）

第5条 委員長は、委員長が必要と認めるときに、会議を招集し、会議を主宰する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

## （庶務）

第6条 委員会の庶務は、議会事務局政策調査課において行う。

## （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

## 付 則

## （施行期日）

この要綱は平成 年 月 日から施行する。

## 北九州市議会だより発行編集基本方針（案）

平成30年 月 日  
北九州市議会だより編集委員会委員長決定

## 1 発行方針

## (1) 発行の目的

議会の活動状況に関する情報を広く市民に提供することにより、市民が議会への関心と理解を高めることを目的として発行する。

## (2) 発行機関及び編集機関の表示

発行機関は北九州市議会、編集機関は北九州市議会だより編集委員会（以下「編集委員会」という。）と表示する。

## (3) 発行回数及び時期

原則として年4回とし、各定例会後に速やかに発行する。

## (4) 規格及びページ数

規格はタブロイド版、カラー印刷とし、ページ数は4ページを基本とする。

## (5) 配布

北九州市議会だより（以下「市議会だより」という。）は、市広報誌（市政だより）と同様の方法で、市内全世帯、官公署及び各種団体等に無償配布する。

また、視覚障害者用に点字版、テキスト版及び音声版を作成し、希望者に無償配布する。

## 2 編集方針

## (1) 原稿の作成

ア 編集委員会委員（以下「編集委員」という。）は、質疑及び質問原稿を質疑及び質問議員に作成させ、質疑及び質問終了の翌々日までに事務局に提出する。答弁原稿は、事務局に作成させる。

イ ア以外の原稿は事務局に作成させる。

## (2) 質疑及び質問掲載数等

ア 本会議については、発言時間に限らず、質疑及び質問議員一人につき当該議員が選択した1問を掲載するものとする。

なお、議員毎の発言時間の上限を記載する。

イ 予算又は決算特別委員会については、一分科会につき2問、計6問の発言を掲載するものとし、掲載する発言は、編集委員会が調整した上で選定する。

## (3) 発言掲載順序

原則として、質疑及び質問順とする。

## (4) 重複質疑及び質問の取り扱い

原則として、編集委員会では調整せず、そのまま掲載する。

(5) 質疑及び質問の表題

質疑及び質問原稿の内容に基づき、事務局が作成する。

(6) 掲載内容の確認

編集委員会は、事務局に質疑及び質問原稿等を基に市議会だより原稿案を作成させ、内容を確認する。字句の間違いや発言の趣旨を損なわない程度の軽微な修正については、編集委員会の権限で行う。

なお、事務局は、編集委員会による修正指示を反映した市議会だより原稿案を編集委員会の了承を得て、委託業者に渡すものとする。

(7) 作業スケジュールの確認

定例会の招集告示日に、事務局から編集委員に作業スケジュール表を配布する。

(8) 事務局

委員会の事務局は、市議会事務局政策調査課が担う。

3 その他

この基本方針に定めるもののほか、市議会だよりの編集に関し必要な事項は編集委員会で協議し決定する。